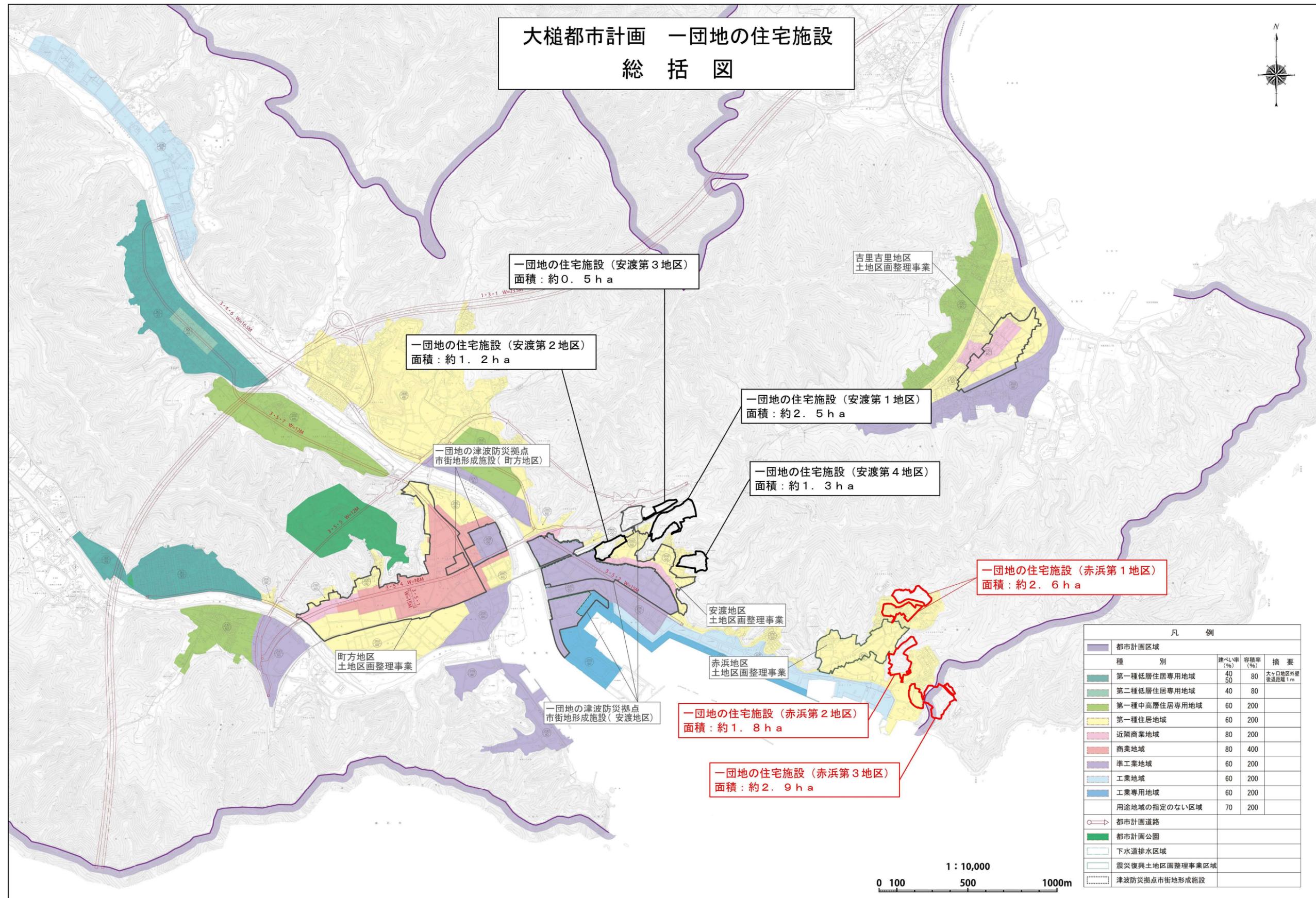


大槌都市計画 一団地の住宅施設 総括図



一団地の住宅施設 (安渡第3地区)
面積: 約0.5ha

一団地の住宅施設 (安渡第2地区)
面積: 約1.2ha

一団地の住宅施設 (安渡第1地区)
面積: 約2.5ha

一団地の住宅施設 (安渡第4地区)
面積: 約1.3ha

一団地の住宅施設 (赤浜第1地区)
面積: 約2.6ha

一団地の住宅施設 (赤浜第2地区)
面積: 約1.8ha

一団地の住宅施設 (赤浜第3地区)
面積: 約2.9ha

凡 例			
種 別	建ぺ率 (%)	容積率 (%)	摘 要
第一種低層住居専用地域	40	80	大ヶ口地区外壁後退距離1m
第二種低層住居専用地域	50	80	
第一種中高層住居専用地域	40	80	
第一種住居地域	60	200	
近隣商業地域	60	200	
商業地域	80	400	
準工業地域	60	200	
工業地域	60	200	
工業専用地域	60	200	
用途地域の指定のない区域	70	200	
都市計画道路			
都市計画公園			
下水道排水区域			
震災復興土地区画整理事業区域			
津波防災拠点市街地形成施設			

1 : 10,000
0 100 500 1000m

大槌都市計画一団地の住宅施設の決定(大槌町決定)

大槌都市計画一団地の住宅施設(赤浜第1地区)を次のように決定する。

名 称		一団地の住宅施設(赤浜第1地区)	
位 置		岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目及び吉里吉里第22地割の各一部	
面 積		約2.6ha	
建築物(密度) の 限 度		建 ぺ い 率	容 積 率
		60%	200%
住宅 の 予 定 戸 数	高 層	—	
	中 層	—	
	低 層	約30戸	
	計	約30戸	
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	地区中央を南北に通過する県道吉里吉里釜石線を骨格として、幅員4~6.5mの地区内道路を画地規模を考慮し適宜配置する。
		公園及び 緑地	公園及び緑地は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し適宜配置するものとし、地区面積の3%以上を確保する。
		その他の 公共施設	下水道 ①雨水:公共下水道により集水し、大槌湾へ直接放流する。 ②汚水:公共下水道により集水し、終末処理場を經由して小槌川へ放流する。 上水道:大槌町営水道により給水する。 消防水利:防火貯水槽を適宜配置する。
	公 益 的 施 設	公民館、避難ホール及び消防屯所を配置し、平時の地域コミュニティ拠点及び災害時の避難拠点を整備する。 ゴミ置場を適宜配置する。	
	住 宅	戸建て住宅及び災害公営住宅を、団地内外の住環境に留意して配置する。	

「区域並びに住宅、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災における津波被害からの早期復興を図るため、本案のように決定するものである。

理 由 書

(赤浜第1地区)

本町は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けており、被災した住民は、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている。

また、この津波により本来の地域コミュニティも分散化している状態にあり、早急に市街地を再生する必要があるため、大槌町東日本大震災津波復興計画及び大槌町都市計画マスタープランに基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

本地区が位置する赤浜地域は、大槌港の周辺に漁業関連施設や造船所、東京大学大気海洋研究所等が立地し、山側には漁業集落が形成されていたが、多重防災の観点から復興まちづくりにおいては、安全な生活の場を確保することを目的として、高台移転を基本としている。

被害のあった低地部は、平成25年3月に建築基準法による災害危険区域の指定を行い、産業系用地や広場・公園等、様々な資源を擁する地域の特徴を活かした再生を目指している。

住宅地については、非被災地域と一体となる高台に住宅市街地を新たに形成し、美しい海を悠々と望める居住エリアを創出するものとし、被災を免れた既存住宅地との繋がりを持たせるよう居住エリアを山側に形成して、コンパクトで一体感を持ったまちの構築を目指すものである。

このようなことから、一団地の住宅施設（赤浜第1地区）を本案のように定めようとするものである。

大槌都市計画一団地の住宅施設の決定(大槌町決定)

大槌都市計画一団地の住宅施設(赤浜第2地区)を次のように決定する。

名 称		一団地の住宅施設(赤浜第2地区)		
位 置		岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目及び吉里吉里第27地割の各一部		
面 積		約1.8ha		
建築物(密度) の 限 度		建 ぺ い 率	容 積 率	備 考
		60%	200%	
住宅 の 予 定 戸 数	高 層	—		
	中 層	—		
	低 層	約40戸		
	計	約40戸		
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	地区の南北及び西側を通過する計画幹線道路(幅員6m別途事業)を骨格として、幅員4~6mの地区内道路を画地規模を考慮し適宜配置する。 幅員3mの歩行者専用道路を低地部からの避難路として適宜配置する。	
		公園及び 緑地	公園及び緑地は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し適宜配置するものと し、地区面積の3%以上を確保する。	
		その他の 公共施設	下水道 ①雨水:公共下水道により集水し、大槌湾へ直接放流する。 ②汚水:公共下水道により集水し、終末処理場を經由して小槌川へ 放流する。 上水道:大槌町営水道により給水する。 消防水利:消火栓及び防火貯水槽を適宜配置する。	
	公益的施設	ゴミ置場を適宜配置する。		
	住 宅	戸建て住宅及び災害公営住宅を、団地内外の住環境に留意して配置する。		

「区域並びに住宅、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災における津波被害からの早期復興を図るため、本案のように決定するものである。

理 由 書

(赤浜第2地区)

本町は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けており、被災した住民は、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている。

また、この津波により本来の地域コミュニティも分散化している状態にあり、早急に市街地を再生する必要があるため、大槌町東日本大震災津波復興計画及び大槌町都市計画マスタープランに基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

本地区が位置する赤浜地域は、大槌港の周辺に漁業関連施設や造船所、東京大学大気海洋研究所等が立地し、山側には漁業集落が形成されていたが、多重防災の観点から復興まちづくりにおいては、安全な生活の場を確保することを目的として、高台移転を基本としている。

被害のあった低地部は、平成25年3月に建築基準法による災害危険区域の指定を行い、産業系用地や広場・公園等、様々な資源を擁する地域の特徴を活かした再生を目指している。

住宅地については、非被災地域と一体となる高台に住宅市街地を新たに形成し、美しい海を悠々と望める居住エリアを創出するものとし、被災を免れた既存住宅地との繋がりを持たせるよう居住エリアを山側に形成して、コンパクトで一体感を持ったまちの構築を目指すものである。

このようなことから、一団地の住宅施設（赤浜第2地区）を本案のように定めようとするものである。

大槌都市計画一団地の住宅施設の決定(大槌町決定)

大槌都市計画一団地の住宅施設(赤浜第3地区)を次のように決定する。

名 称		一団地の住宅施設(赤浜第3地区)		
位 置		岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目、赤浜三丁目及び吉里吉里第28地割の各一部		
面 積		約2.9ha		
建築物(密度)の限度		建 ぺ い 率	容 積 率	備 考
		60%	200%	
住宅の 予定戸数	高 層	—		
	中 層	—		
	低 層	約40戸		
	計	約40戸		
配置の 方針	道 路	地区の北側を通過する計画幹線道路(幅員6m別途事業)及び既存町道を骨格として、幅員6mの地区内道路を画地規模を考慮し適宜配置する。 幅員4mの歩行者専用道路は歩行者動線を考慮して適宜配置する。		
		公園及び緑地は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し適宜配置するものとし、地区面積の3%以上を確保する。		
	その他の 公共施設	下水道 ①雨水:公共下水道により集水し、大槌湾へ直接放流する。 ②汚水:公共下水道により集水し、終末処理場を經由して小槌川へ放流する。 上水道:大槌町営水道により給水する。 消防水利:消火栓及び防火貯水槽を適宜配置する。		
	公益的施設	ゴミ置場を適宜配置する。 赤浜地域の住民の利便性向上に資するための公益施設を配置する。		
	住 宅	戸建て住宅及び災害公営住宅を、団地内外の住環境に留意して配置する。		

「区域並びに住宅、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災における津波被害からの早期復興を図るため、本案のように決定するものである。

理 由 書

(赤浜第3地区)

本町は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けており、被災した住民は、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている。

また、この津波により本来の地域コミュニティも分散化している状態にあり、早急に市街地を再生する必要があるため、大槌町東日本大震災津波復興計画及び大槌町都市計画マスタープランに基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

本地区が位置する赤浜地域は、大槌港の周辺に漁業関連施設や造船所、東京大学大気海洋研究所等が立地し、山側には漁業集落が形成されていたが、多重防災の観点から復興まちづくりにおいては、安全な生活の場を確保することを目的として、高台移転を基本としている。

被害のあった低地部は、平成25年3月に建築基準法による災害危険区域の指定を行い、産業系用地や広場・公園等、様々な資源を擁する地域の特徴を活かした再生を目指している。

住宅地については、非被災地域と一体となる高台に住宅市街地を新たに形成し、美しい海を悠々と望める居住エリアを創出するものとし、被災を免れた既存住宅地との繋がりを持たせるよう居住エリアを山側に形成して、コンパクトで一体感を持ったまちの構築を目指すものである。

このようなことから、一団地の住宅施設（赤浜第3地区）を本案のように定めようとするものである。